

福井市宝永小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和 7年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童生徒が十分に理解することが大切です。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものです。ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、教育委員会、家庭、地域の関係者が連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育の推進

○ほめて伸ばす教育

ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○発達障害等についての正確な理解

発達障害等のある児童がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア体験などを通して、同世代だけでなく、大人や障害の

ある人などとの心の触れ合いの機会を設けるとともに、異学年集団活動（にこフレ活動）や学校行事等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

児童が、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、児童が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさ育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。

○園小連携の充実

発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取り組みを促します。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

- 【教職員】
- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
 - ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
 - ・学級通信等で、いじめ防止の取組を児童や保護者に伝えている。
 - ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
 - ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
 - ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
 - ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ・不登校等対策委員会」に報告している。
 - ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
 - ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
 - ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。
- 【児童】
- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
 - ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
 - ・学校以外にも相談できる場所があることを知っている。
 - ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。
- 【保護者】
- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
 - ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
 - ・学校は、いじめ防止等のための取組を、学校ホームページや学級通信等で、児童や保護者に伝えている。
 - ・学校は、アンケートや面談を定期的に実施する等、子どもの不安等を把握する取組を行っている。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ・不登校等対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

異学年交流活動や学級での話し合い活動（エンカウンター等）、係活動等を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の視点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレットゲーム機等の望ましい利用について、「宝永小スマートルール」を活用しながら呼びかけや意識づけを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

①発達障害を含む、障害のある児童

②海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの、外国につながる児童

③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

④災害や事故等により避難している児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを毎月行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任やスクールカウンセラーによる定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに地域住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○保護者に対するいじめ調査の実施

年に2回(6月、11月)アンケート調査を実施し、回答をもとに聞き取り調査を行います。

○いじめ・不登校等対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ・不登校等対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員が抱え込まず、速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的な対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、事案対処に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

○校長は、いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

○いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) 組織対応の基本的考え方

○いじめ・不登校は、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるとの前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことを大原則とし、以下の6点について共通理解を図ります。

- ①いじめ問題はチームで対応する。
- ②いじめ対策に同一步調で取り組む組織やルールを作っておく。
- ③いじめの早期発見等への手だてを組織的に行い、事案対処に取り組む。
- ④各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。
- ⑤問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。

※問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」の一連の流れ

- ⑥時系列に沿って、経過の記録を残しておく。

(2) 組織

①いじめ・不登校等対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ・不登校等対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

【活 動】

- ☐ 学校基本方針に基づく取組の実施
- ☐ 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ☐ 早期発見のためのシステムづくり
（相談窓口の設置、面談やアンケートの実施）
- ☐ いじめ（いじめの疑いも含む）や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ☐ いじめに関する情報があつたときの対応
 - ・情報の迅速な共有
 - ・事実関係の確認（児童、教職員、保護者等）
 - ・いじめの認知
 - ・教育委員会への報告・連携
 - ・いじめ対応サポート班の立ち上げ
 - ・いじめに関する指導や支援の体制、対応方針の決定
 - ・保護者との連携
- ☐ 関係機関への連絡要請
- ☐ 取組の点検（学校評価への位置づけを含む）

②いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの事案対処に向けた取り組みを行います。

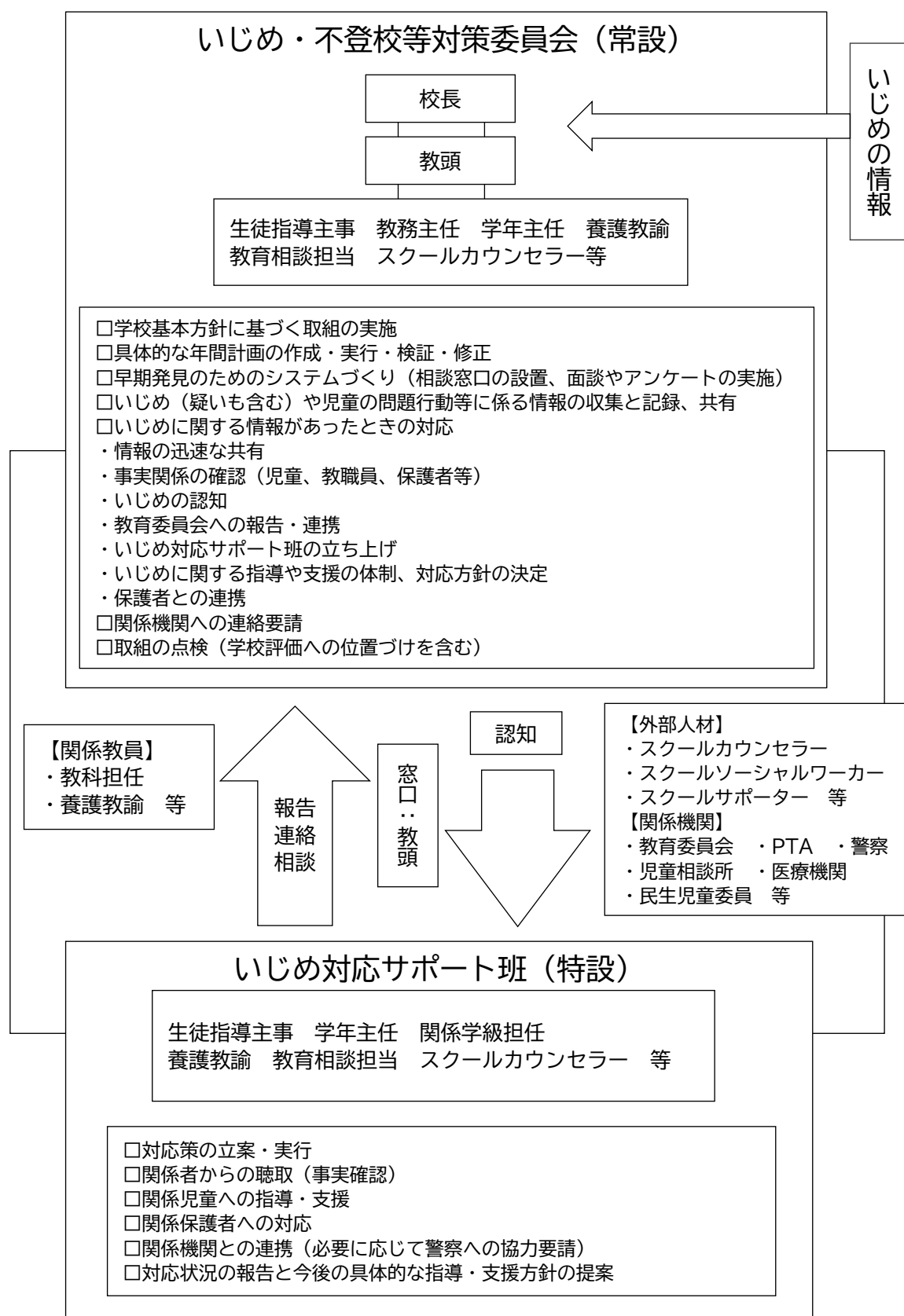
【構成員】

生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

【活 動】

- ☐ 対応策の立案・実行
- ☐ 関係者からの聴取（事実確認）
- ☐ 関係児童への指導・支援
- ☐ 関係保護者への対応
- ☐ 関係機関との連携（必要に応じて警察への協力要請）
- ☐ 対応状況の報告と今後の具体的な指導・支援方針の提案

(3) 組織図



5 いじめ対策の年間行動計画

	教員の働き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 PTA 総会等 ・基本方針公表 いじめ対応サポート班	・学級の目標を決めよう					
		いじめアンケート調査 → 報告					
		・学級の係を決めよう					
							・縦割り活動の進め方
		縦割り班顔合わせ集会・リーダー育成・町内子ども会					
		学校開放・授業公開・学級懇談					
5月	いじめ対策委員会 ・アンケートや毎日の振り返り表頭をもとに、定期的に状況把握 校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・特別支援教育 ・年間計画共通理解	・学級の問題の話し合い					
		・なかよし活動計画実施		・ふれあい活動計画実施			
		いじめアンケート調査 → 教育相談（個人面談）					
		合同校外学習 2年リーダー育成		校外学習 学年での自主的活動		宿泊学習 自主的活動・仲間づくり	修学旅行 自主的活動・仲間づくり
		○スクールカウンセラー相談会					
		地区体育祭への参加 居場所づくり・絆づくり					
6月	いじめ対策委員会 ・定期的状況把握 ・夏季休業前指導 授業研究 ・授業改善 ・学習ルール 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業改善に向けて授業公開	いじめアンケート調査（取組評価アンケート①）					
		・学級の問題の話し合い					
		低学年部会 校内研究授業・事後研究会			連合音楽会 自主的活動・仲間づくり		
		○スクールカウンセラー相談会					
		公開授業 学校開放					
		全校縦割り遊び 居場所づくり・絆づくり					
7月	いじめ対策委員会 ・定期的状況把握 取組評価アンケート①の分析 ・未然防止に生かす 保護者会 ・情報意見収集 ・児童理解	・学級目標を振り返ろう					
		いじめアンケート調査 → 保護者懇談会					
		保護者面談 家庭での状況把握					
		○スクールカウンセラー保護者相談会					
		○情報モラル講習会					
		町内子ども会 リーダーの育成 居場所・絆づくり					

	教員の働き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
8月	いじめ対策委員会 ・振り返りと今後の計画作成（取組評価アンケートの分析をもとに） 職員会議 ・重点事項確認 校内研修 ・教員の意識点検 ・児童理解研修	家庭読書 親子読書の推進 ・休み中 日常の児童の様子の把握 ・学級や地域の児童の状況把握 （必要な場合は家庭訪問を実施） 親子環境整備作業 体験的な活動・親子の絆づくり					
9月	情報発信 ・アンケート結果 ・今後の取組等 いじめ対策委員会 ・定期的状況把握	・学級の目標を見直そう いじめの自己チェック 毎日の生活の振り返りチェック ・楽しい活動を計画しよう ○スクールカウンセラー相談会 校内運動会 縦割り活動・児童の自主的運営 居場所づくり・絆づくり スポーツフェスティバル 自主的活動・仲間づくり					
10月	いじめ対策委員会 ・定期的状況把握 児童理解研修 ・個人面談週間の情報の共通理解 授業研究	いじめアンケート調査 → 個人面談週間 ・学級の問題の話し合い ○スクールカウンセラー相談会 合同校外学習 （2年リーダー育成） ○スクールカウンセラーによるグループワーク					
11月	いじめ対策委員会 ・定期的状況把握 他校種連携 ・中学校との合同活動 取組評価アンケート②の分析 ・未然防止に生かす	全校縦割り活動 縦割り活動・児童の自主的運営 居場所づくり・絆づくり いじめアンケート調査（取組評価アンケート②） 教育相談（個別面談） ・学級の問題の話し合い 教育ウィーク（学校開放）ふれあい集会・提案授業（高学年部会）・公開授業 ○スクールカウンセラー相談会 ○スクールカウンセラーによるグループワーク					

	教員の働き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
12月	保護者会 ・情報意見収集 ・児童理解 いじめ対策委員会 ・定期的情報把握	いじめアンケート調査 → 保護者懇談会					
		人権集会に向けての取組 人権集会					
		高学年部会 校内研究授業・事後研究会					
		○スクールカウンセラー保護者相談会					
		保護者面談 家庭での状況把握					
1月	いじめ対策委員会 ・これまでの振り返りと今後の取組について 職員会議 ・重点事項確認 情報発信 ・アンケート結果 ・今後の取組等	・新年の目標を決めよう					
		いじめアンケート調査 いじめの自己チェック 毎日の生活の振り返りチェック					
		・学級の問題の話し合い					
		・感謝のメッセージについて話し合おう					
2月	いじめ対策委員会 ・定期的状況把握 いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて ・計画見直し	いじめアンケート調査 いじめの自己チェック 毎日の振り返りチェック					
		「わくわく交流デー」を全校で盛り上げよう					
		全校縦割り遊び 5年リーダー育成 居場所づくり・絆づくり					
		6年生を送る会（学校開放） 居場所づくり・絆づくり					
3月	いじめ対策委員会 ・定期的状況把握 ・未然防止に生かす 職員会議 ・課題確認 ・計画確認	いじめ自己チェック 毎日の生活振り返りチェック					
		・一年間の成長を見つめよう					